

～ 宮津市訪問理容サービス事業のご利用手順 ～

1. まず「宮津市訪問理容サービス事業申込書」で申込みをしてください。



(※ 注意事項)

- 1) 地区担当民生児童委員さん・担当介護支援専門員(ケアマネジャー)・担当包括支援センター職員のいずれかの方の署名と捺印が必要です。
 - 2) この理容サービス、「福祉協力店」としてご協力をいただいている理容店でのみご利用できます。
2. 宮津市社会福祉協議会から決定通知書と訪問理容サービス券が送付されます。
(年 4 回以内でご利用いただけます。)
3. 福祉協力店(理容店)へご連絡をしていただき、日程調整をしてください。
4. 整髪後、訪問理容サービス券に**申請者の確認印**を押し、自己負担金 2,500 円と一緒に理容師さんへお渡しください。

1 回の理容料(5,000 円)

= 訪問理容サービス券(2,500 円)+自己負担金(2,500 円)

5. 宮津理容組合加盟店で、この事業にご賛同いただいている理容店の皆様は「福祉協力店」として、ご協力いただいております。

※ 令和7年度 福祉協力店一覧(この中の理容店で、ご利用いただけます)

● BARBER' S KAKIO	(柳縄手 22-2689)	● コマツヘアーサロン	(万町 22-5202)
● 棕平理容所	(江尻 27-0520)	● 上前理容店	(白柏 22-2823)
● ヘアーサロン ユイ	(喜多 22-0935)	● ヘアーサロン・カトウ	(鶴賀 22-2740)
● ヘアーサロンニシカワ	(上司 25-0013)	● 理容おかだ	(岩ヶ鼻 28-0434)

(令和 7 年 3 月時点)

— 問合せ先 — 社会福祉法人 宮津市社会福祉協議会

〒626-0041 宮津市字鶴賀 2109 番地の 2

(電話 22-2090/FAX25-2414)

